平成２６年（フ）第１４５１号
横浜市港北区新吉田東６丁目24番８号
債務者　茂宗節子こと　金　　節子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４５２号
横浜市港北区新吉田東６丁目24番８号
債務者　茂宗由子こと　李　　由子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０４４号
横浜市緑区十日市場町847番地３　Ｆ５ハクジュハウス108号
債務者　城之内清吾
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３号
横浜市金沢区釜利谷東１丁目30番18号　釜利谷東ハイツ７棟201号
債務者　佐野　裕久
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１６号
横浜市南区万世町１丁目19番地　吉田ビル302
債務者　高原　明子（旧姓永久）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３号
沖縄県宜野湾市喜友名１丁目29番６－301号丸勝アパートＡ棟
債務者　町田　綾乃（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第３３号
東京都八王子市西片倉１丁目10番８号グレイスガーデン104号
債務者　山田　賢次
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８０号
静岡県磐田市海老塚819番地、住民票上の住所静岡県磐田市福田5277番地１
債務者　秋田　光徳
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
静岡県浜松市浜北区於呂4380番地　フルール・イル三っ梅206
債務者　太田春日美
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２号
愛媛県八幡浜市五反田１番耕地878番地２
債務者　田村さおり
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第７９９号
東京都足立区千住３－58　３階、住民票上の住所東京都江戸川区一之江２丁目２－２　プレステージＩ203
債務者　島田　茂雄
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５３号
東京都目黒区上目黒２丁目25－３－205
債務者　冨永　年勝
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０号
静岡市駿河区丸子新田338番地の７
債務者　米田　　博
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８号
横浜市南区万世町２丁目36番地　レ・シェーナ504
債務者　武田輝美与
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１７号
横浜市瀬谷区本郷３丁目19番地７　サンハイツＡ－102
債務者　山田　優子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部